

第 3 期相生市行財政健全化計画

計画期間 平成 2 8 年度 ～ 平成 3 2 年度

兵庫県相生市

第3期相生市行財政健全化計画目次

1	これまでの行財政健全化の取組み	・ ・ ・ ・ ・ 1
	第2期行財政健全化計画における成果	
	（1）人口減少対策に関する取組みの成果	・ ・ ・ ・ ・ 2
	（2）教育・子育て・少子化対策に関する取組みの成果	・ ・ ・ ・ ・ 3
	（3）産業の活性化対策に関する取組みの成果	・ ・ ・ ・ ・ 4
2	本市の財政状況	・ ・ ・ ・ ・ 5
	歳入	
	（1）市税の推移	・ ・ ・ ・ ・ 5
	（2）地方交付税の推移	・ ・ ・ ・ ・ 5
	（3）使用料及び手数料の推移	・ ・ ・ ・ ・ 6
	（4）地方債の推移	・ ・ ・ ・ ・ 6
	歳出	
	（1）義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移	・ ・ ・ ・ ・ 7
	（2）投資的経費の推移	・ ・ ・ ・ ・ 7
	（3）繰出金の推移	・ ・ ・ ・ ・ 8
	地方債残高の推移	・ ・ ・ ・ ・ 8
	財政調整基金残高の推移	・ ・ ・ ・ ・ 9
	経常収支比率の推移	・ ・ ・ ・ ・ 9
	健全化判断比率の推移	・ ・ ・ ・ ・ 10
3	今後の財政収支見通し	・ ・ ・ ・ ・ 11
	総額ベース	・ ・ ・ ・ ・ 12
	一般財源ベース	・ ・ ・ ・ ・ 12
	市債及び基金の残高見込み	・ ・ ・ ・ ・ 12
4	第3期行財政健全化計画	・ ・ ・ ・ ・ 13
	1 計画期間	
	2 目的	
	3 目標	
	主な取組み内容	・ ・ ・ ・ ・ 14

1 これまでの行財政健全化の取り組み

本市においては、平成17年度に「相生市財政SOS宣言」を発し、平成18年度に平成17年度一般会計当初予算総額に対して、20%削減を目標とする「相生市行財政健全化計画」を策定し、平成22年度までの5か年間に於いて、計画策定当初に想定していなかった制度改正等の影響額を除き、削減目標を達成しました。

そして、平成23年度からは、それまでの行財政健全化の成果を維持しながら、定住促進や子育て支援等を柱とする「第2期相生市行財政健全化計画（相生市活力上昇計画）」を策定し、活性化事業を実施してきました。

特に、定住促進事業については、人口の社会減少を食い止める対策を重点的に実施し、一定の成果はありました。しかし、数値目標である財政運営に関する指標（経常収支比率、起債残高）は、経済情勢の悪化や少子高齢化による社会保障費の増嵩、文化会館の建設等によって、達成することが困難となりました。

今後は、少子高齢化による社会保障費や公共施設の老朽化に伴う更新経費等の増嵩など、従来からの課題への取り組みに加え、地域創生による相生市のオンリーワンとなるまちづくりを進めるため、持続可能な財政運営を行わなければなりません。

新計画では、これまでの「地域力」、「組織力」の向上に取り組みながら、さらなる事務事業の見直しや市債の有効活用等、引き続き行財政健全化を進め、平成32年度までの財源不足及び社会情勢の変化に柔軟に対応できる市政運営を目指します。

これまでの歳入及び歳出等決算額の推移

(単位：百万円)

一般会計	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳入	13,496	12,284	12,285	13,343	12,651	12,681	12,892	13,580	14,720
歳出	13,203	11,881	11,909	12,907	12,126	12,238	12,427	12,984	13,792
歳入-歳出	293	403	376	436	525	443	465	596	928
実質単年度収支	▲ 77	▲ 175	▲ 3	338	1,047	170	60	44	▲ 107
財政調整基金残高	1,851	1,602	1,455	1,544	2,532	2,798	2,786	2,804	2,636
地方債残高	17,493	16,654	15,354	14,380	14,034	13,725	13,646	13,890	14,057
← 第1期行財政健全化計画期間 →					← 第2期行財政健全化計画期間 →				

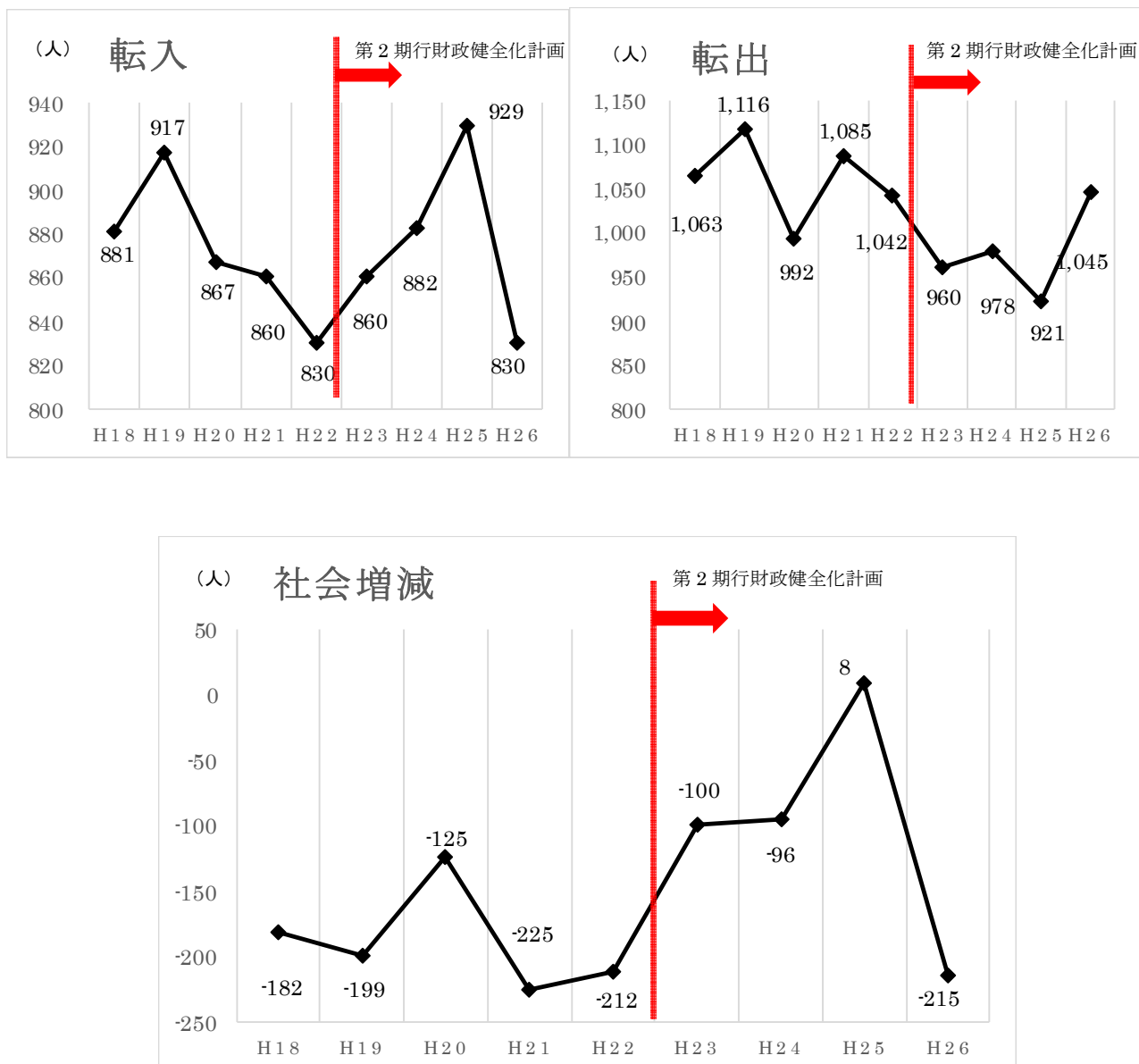
第2期行財政健全化計画における成果

(1) 人口減少対策に関する取組みの成果

活力ある元気な相生市を再構築する第一歩として、人口減少を食い止めるため、転出者を抑え、転入者を呼び込むために、新婚世帯家賃補助、転入者住宅取得奨励金等の定住施策を実施しました。

その結果、第2期行財政健全化期間中の転入者は増加傾向になり、一方、転出者は減少傾向になり、平成25年度には8人の社会増となるなど、一定の成果をあげました。

【平成18年度以降の人口動態】



【各種定住施策の実績状況】

		H23	H24	H25		H26
新婚家賃補助	件数	57 件 (31 件)	78 件 (48 件)	123 件 (72 件)	新婚家賃補助	67 件 (38 件)
	決算額	2,380 千円	10,660 千円	20,160 千円		26,880 千円
若者住宅奨励	件数	51 件 (10 件)	71 件 (16 件)	82 件 (29 件)	定住者住宅奨励	48 件 (16 件)
	決算額	12,750 千円	18,980 千円	26,370 千円		
転入者住宅奨励	件数	14 件 (14 件)	21 件 (21 件)	48 件 (48 件)		5,030 千円
	決算額	4,850 千円	7,400 千円	16,750 千円		
合計	件数	122 件 (55 件)	170 件 (85 件)	253 件 (149 件)	合計	115 件 (54 件)
	決算額	19,980 千円	37,040 千円	63,280 千円		31,910 千円

※ 各事業の件数は、当該年度で新規交付決定を行った件数、() は転入件数。

※ 平成 26 年度より若者住宅奨励と転入者住宅奨励を統合し、定住者住宅奨励に改正。

(2) 教育・子育て・少子化対策に関する取組みの成果

平成 23 年 4 月 1 日に「相生市子育て応援都市宣言」を行い、子どもを産み育てやすい環境を整えるために、学校給食無料化・保育料無料化・こども医療費の無料化等の施策を実施しました。

これら教育・子育て・少子化対策を実行することで、子どもの教育環境の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることができました。

・市立幼稚園・小・中学校給食無料化事業の実施状況

	H23	H24	H25	H26	合計
対象者	2,663 人	2,589 人	2,514 人	2,496 人	10,262 人
決算額	98,401 千円	98,573 千円	97,752 千円	98,468 千円	393,194 千円

・保育所・幼稚園保育料軽減事業の実施状況

	H23	H24	H25	H26	合計
該当者数	679 人	671 人	657 人	647 人	2,654 人
補助金額	9,264 千円	9,056 千円	8,480 千円	10,477 千円	37,277 千円
歳入減額分	45,153 千円	43,949 千円	43,348 千円	40,190 千円	172,640 千円
助成額総額	54,417 千円	53,005 千円	51,828 千円	50,667 千円	209,917 千円

・ こども医療費助成事業の実施状況

	H23	H24	H25	H26	合計
該当者数 (年間平均)	1,411 人	1,350 人	1,291 人	1,261 人	5,313 人
決算額	22,348 千円	38,954 千円	37,502 千円	38,631 千円	137,435 千円
1 人当り助成額	15,838 円	28,855 円	29,049 円	30,635 円	25,868 円

(3) 産業の活性化対策に関する取組みの成果

地域経済の活性化のために消費刺激と商業の活性化に繋げる相生市元気アップ商品券発行事業を平成 23 年度に実施しました。

相生市元気アップ商品券は、市内 108 店で利用され、85,667 千円分の消費を喚起し、地域経済の活性化に寄与しました。

また、平成 23 年度に企業誘致の促進に関する取組みとして、企業立地促進条例を改正し、「企業立地助成」、「雇用促進助成」に加え、購入した土地の代金の助成を行う「企業用地取得助成」を新設する制度拡充を行いました。

しかし、平成 26 年度末までで、当該要件に該当する企業はありませんでした。

・ 相生市元気アップ商品券発行の実施状況 (H23 年度実施)

発行枚数	利用店舗数	換金実績
85,848 枚 (7,154 組)	108 店	85,667 枚 (99.8%)
商品券売上額	補助金額	効果額
71,540 千円	14,127 千円	85,667 千円

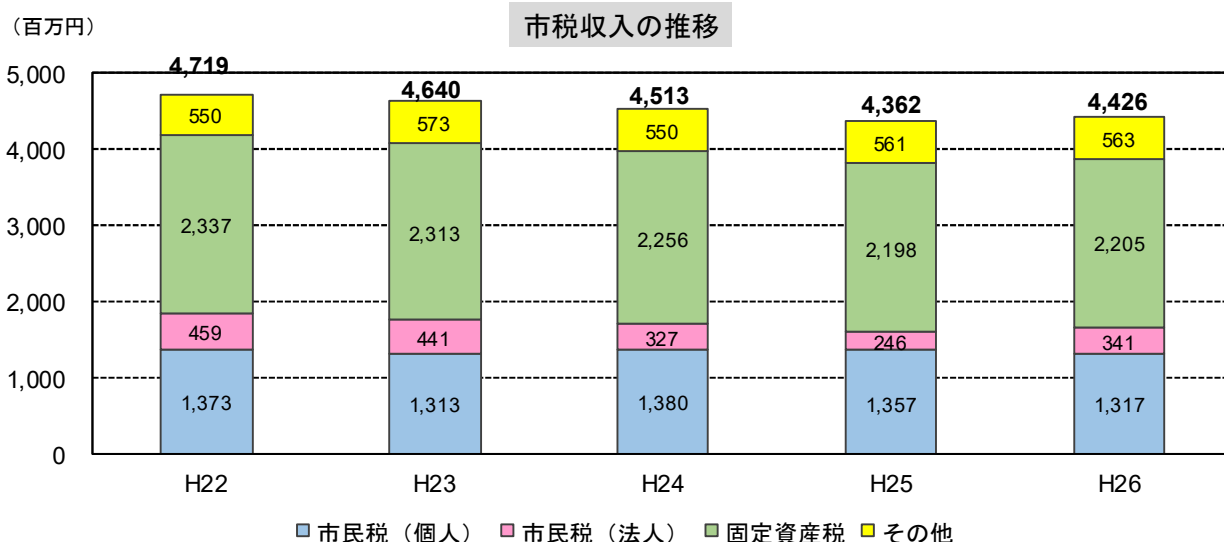
2 本市の財政状況

平成18年度からの第1期行財政健全化計画、平成23年度からの第2期行財政健全化計画を実施し、平成27年度は、第2期行財政健全化の最終年度を迎えています。長引く景気低迷による市税収入の減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増加及び文化会館建設事業などにより、平成26年度の実質単年度収支は、約1億円の赤字となっています。

【歳入】

(1) 市税の推移

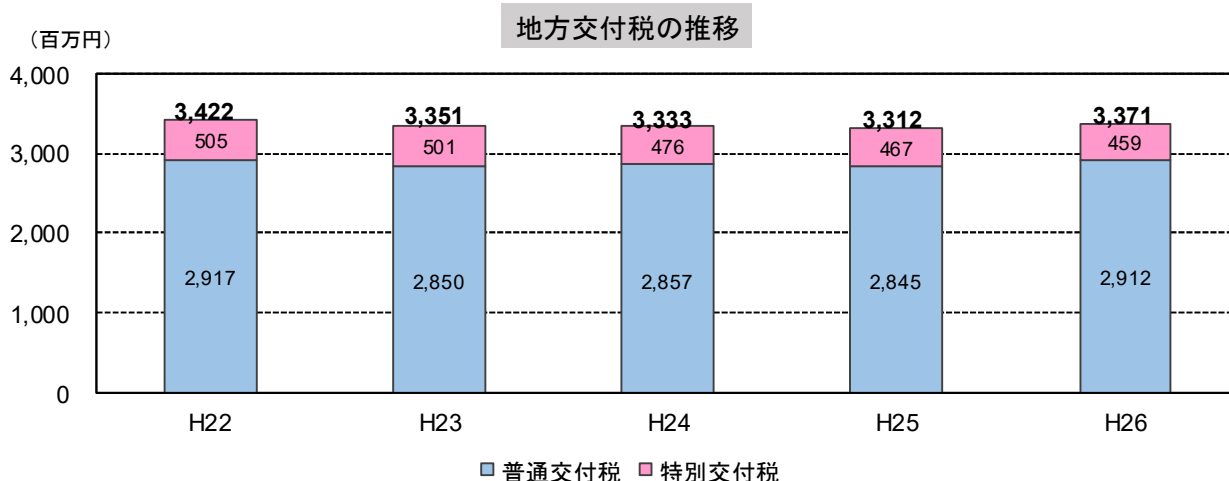
本市の歳入の約30%を占める市税については、経済情勢の悪化や高齢化に伴う労働人口の減少による市民税の減収、土地の地価下落による固定資産税の減収等により、減少傾向にあります。



※合計額については、百万円単位で四捨五入しているため、誤差が生じている箇所があります。（以下、同じ）

(2) 地方交付税の推移

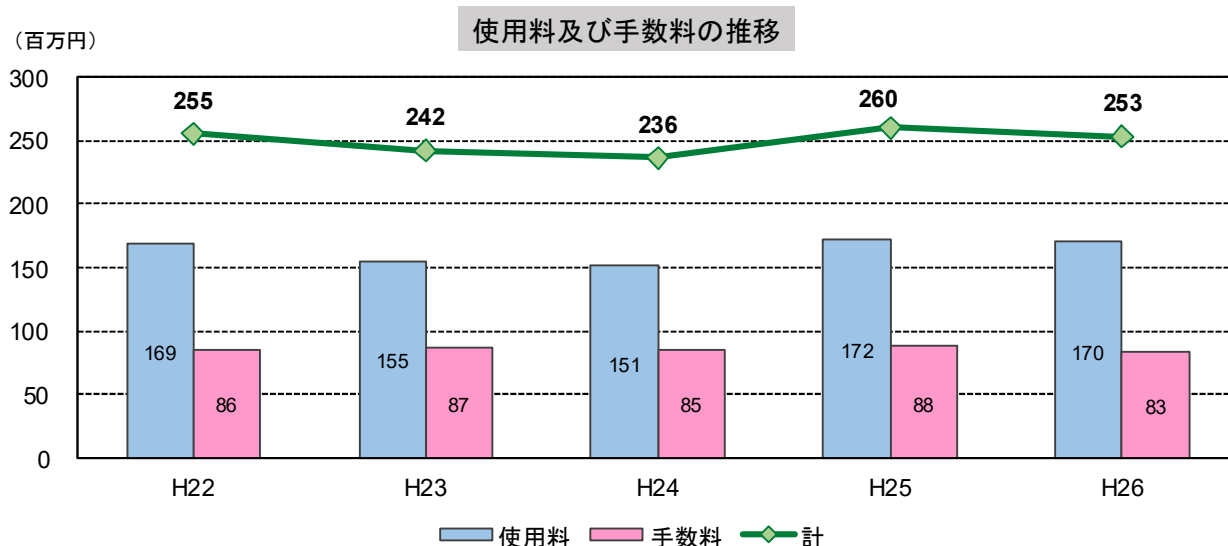
地方交付税については、近年横ばいの傾向にありますが、本市の歳入総額に占める地方交付税の割合は約23%と高い比率であり、交付税への依存体質からの脱却が求められています。



(3) 使用料及び手数料の推移

使用料及び手数料には、市営住宅、道路占用、市民会館、体育館等の施設利用にかかる使用料、住民票交付やごみ処理等にかかる手数料があります。

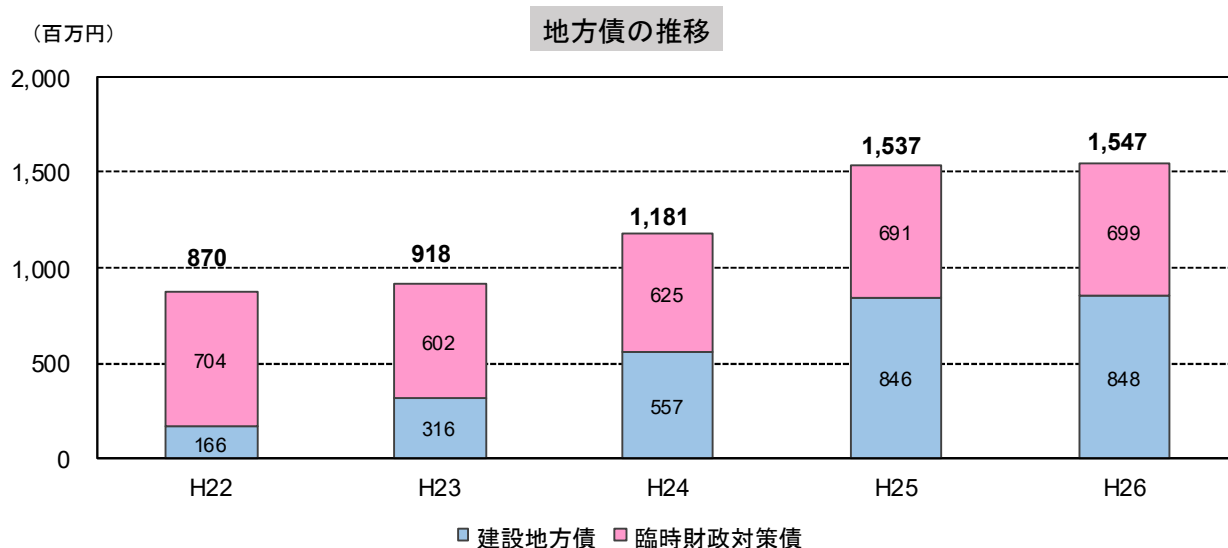
今後は、平成29年4月に予定されている消費税10%への増税の影響を検証し、受益と負担の適正化を検討する必要があります。



(4) 地方債の推移

本市の地方債は、第1期行財政健全化計画による投資的事業の抑制により建設地方債の発行も抑制してきましたが、土地開発公社の解散にかかる第三セクター等改革推進債や消防指令センター整備、文化会館建設事業などの財源として発行した地方債により、建設地方債が増加傾向にあります。

地方債の発行は、後年度の財政運営に大きな影響をもたらすことから、適正に管理する必要があります。

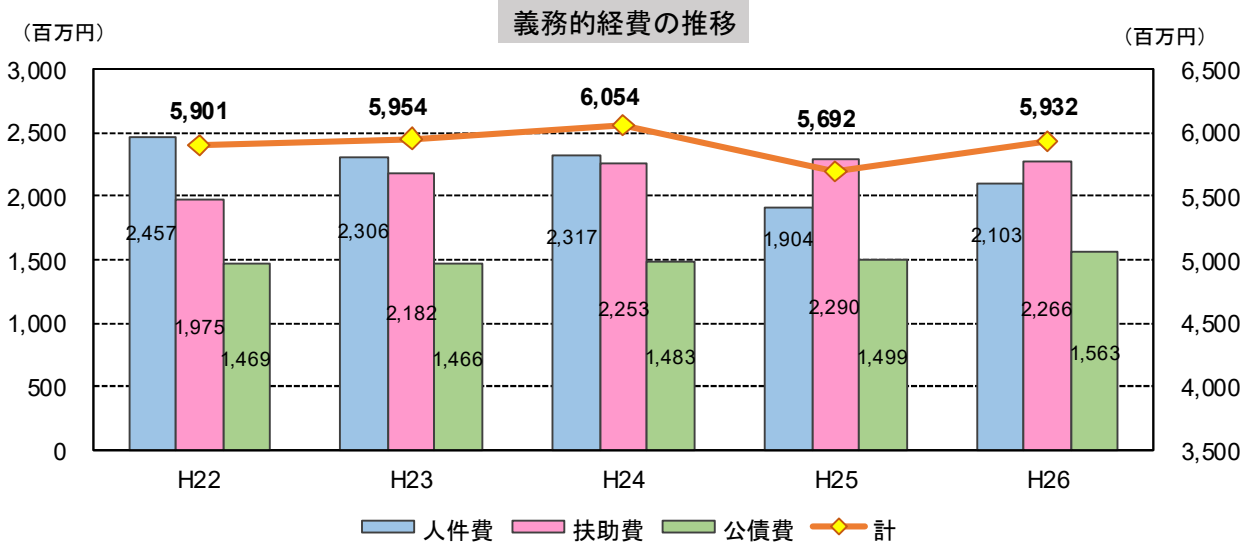


※臨時財政対策債は、本来交付税措置されるべき一定の財政需要額が地方債に振替られたもので、後年度に元利償還金が全額交付税算入されます。

【歳 出】

(1) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移

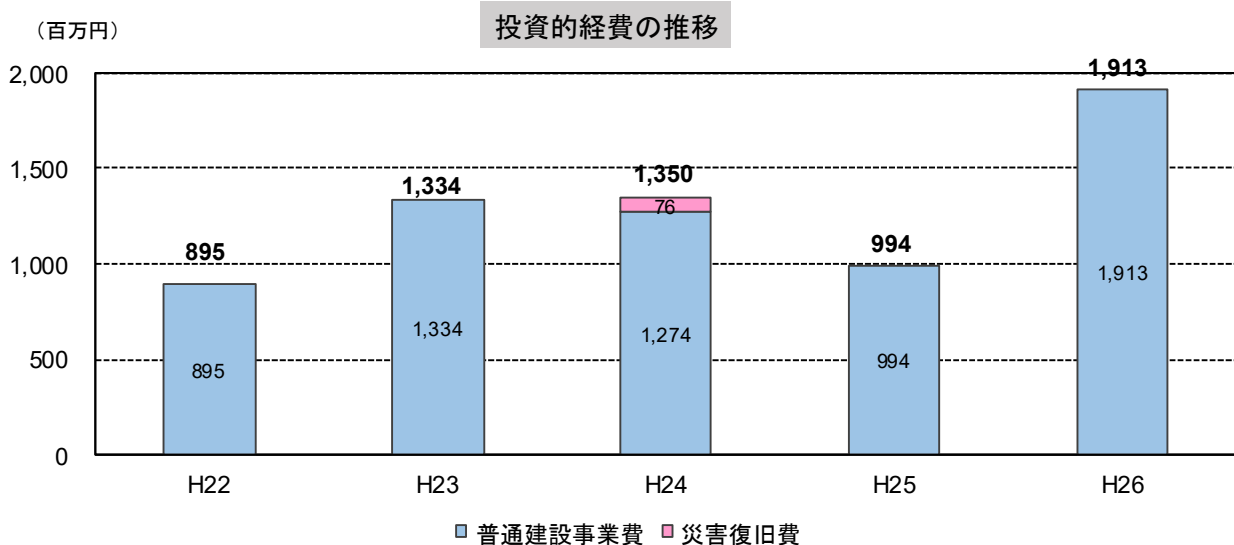
義務的経費のうち、人件費は定員適正化計画による職員数の適正化及び平成25年度から消防業務を一部事務組合へ移行したことにより減少しています。扶助費は生活保護費や障害者自立支援給付費などの社会保障費の増により増加傾向にあります。公債費については過去に発行した建設地方債の償還が続く中、近年発行した臨時財政対策債などの償還分が加わり、高止まりの状況となっています。



(2) 投資的経費の推移

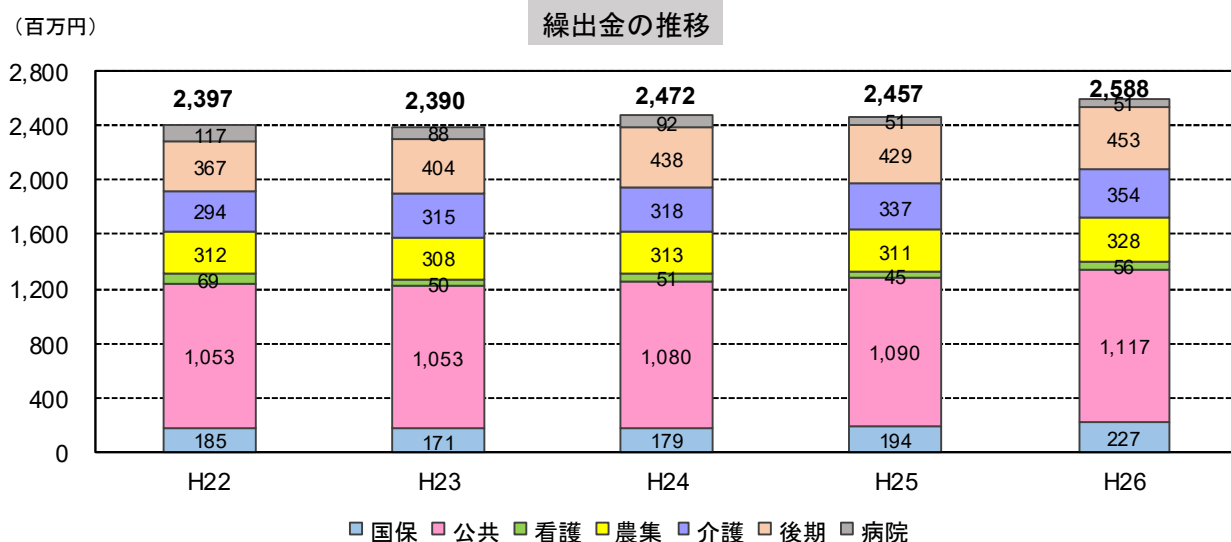
投資的経費については、第1期行財政健全化計画により事業を抑制してきましたが、公共施設の耐震補強工事や文化会館建設事業などにより、近年は増加傾向にあります。

今後は、平成27年度において文化会館建設事業費がピークとなり、さらに公共施設の老朽化にかかる対応経費の増加が見込まれます。



(3) 繰出金の推移

繰出金については、一般会計から特別会計（6会計）及び病院事業会計に繰出しています。繰出金総額のうち、公共下水道事業特別会計への繰出金が大半を占めていますが、これは過去の下水道整備の財源として発行した地方債の償還にかかる経費を繰出しているためです。また、近年では高齢化の影響に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療保険特別会計にかかる繰出金が増加傾向にあり、繰出金全体としても増加しています。



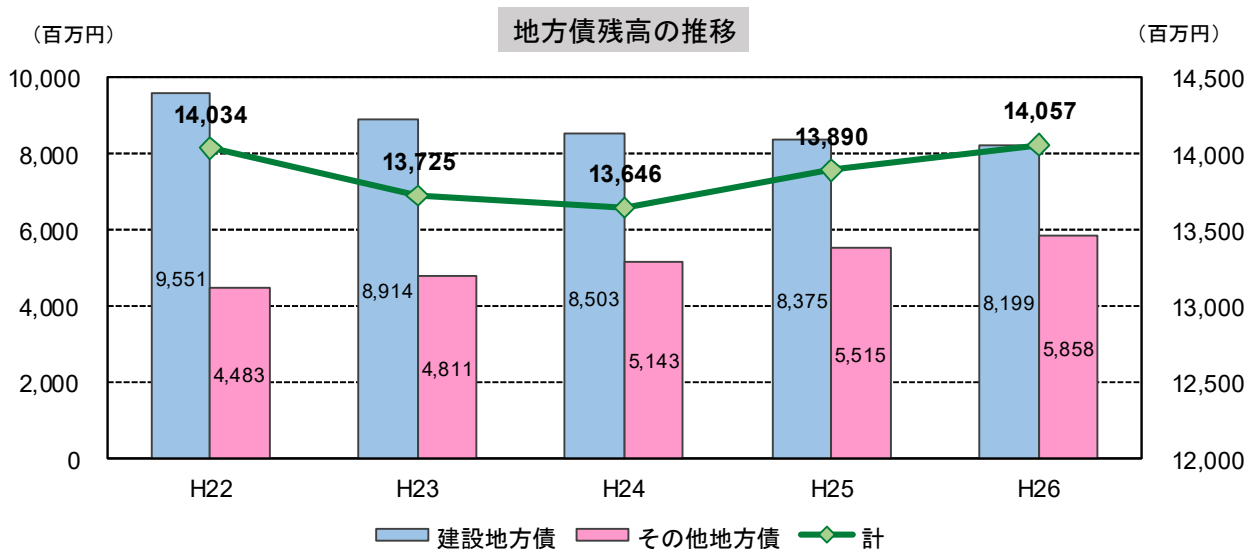
※国保＝国民健康保険特別会計 公共＝公共下水道事業特別会計 看護＝看護専門学校特別会計

農集＝農業集落排水事業特別会計 介護＝介護保険特別会計 後期＝後期高齢者医療保険特別会計

病院＝病院事業会計

【地方債残高の推移】

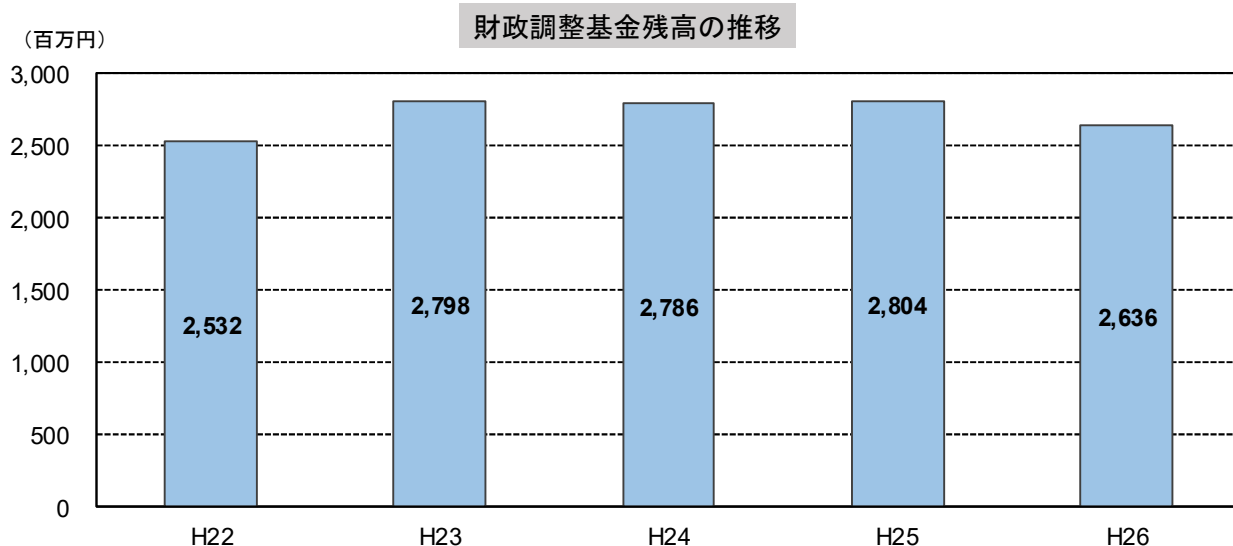
本市における地方債残高の推移は、建設地方債の残高については減少傾向にあるものの、臨時財政対策債において発行額が増加していることから増加傾向にあります。



※その他地方債・・・減税補填債、臨時税収補填債、臨時財政対策債

【財政調整基金残高の推移】

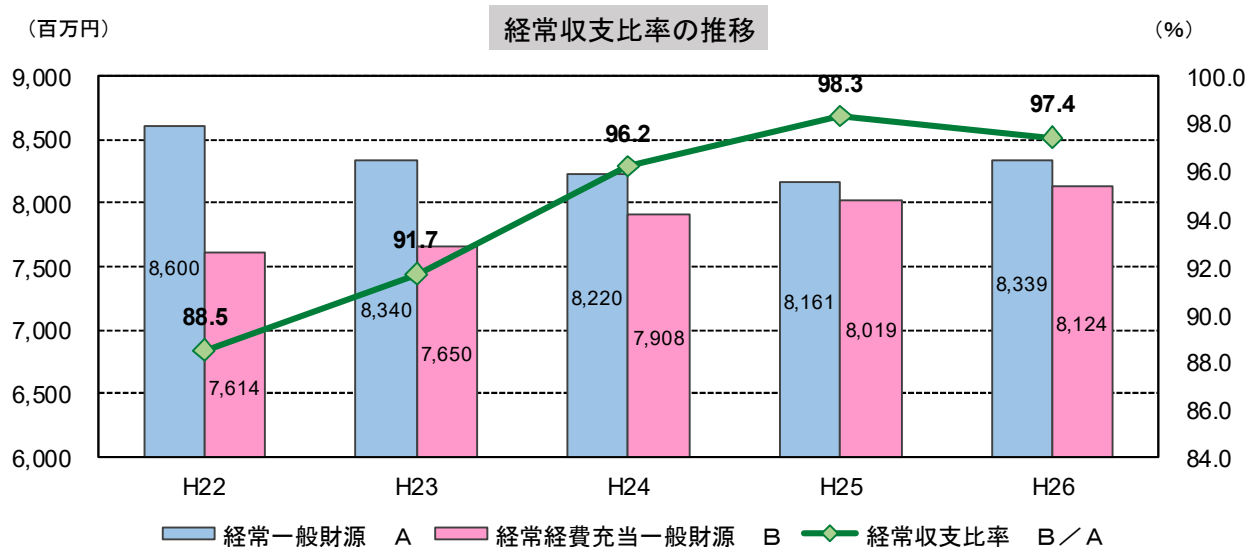
財源調整に使用できる財政調整基金の残高については、平成22年度以降25億円以上を確保している状況です。しかし、今後の長期的な見通しでは、文化会館建設に伴い発行した地方債の償還や少子高齢化により扶助費などの義務的経費が増加し、さらに公共施設の老朽化に対する投資的経費の増加が見込まれるなど、財政調整基金からの繰入金の増加が予測されます。



【経常収支比率の推移】

経常収支比率とは、市税収入や地方交付税などの経常的に収入される使途に制限のない収入（経常一般財源）が、人件費や扶助費などの経常経費にどの程度充当されたかを示す比率です。

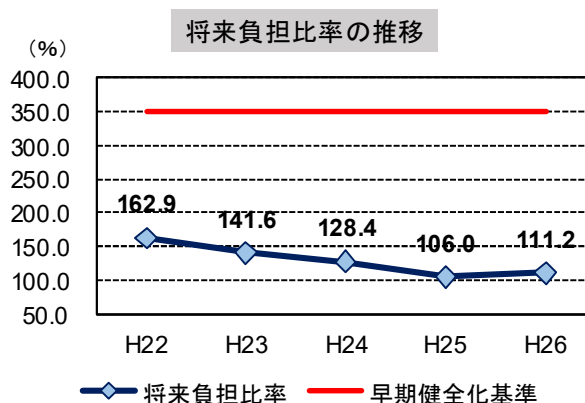
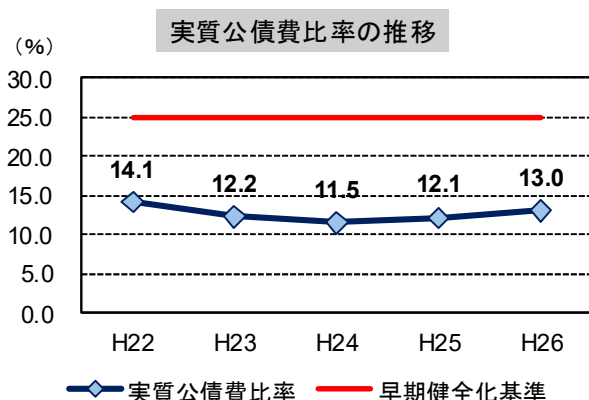
本市の比率については、市税収入の減少により経常一般財源が減少傾向にあるのに対し、扶助費や公債費などの増加により経常経費充当一般財源（経常経費に充当された経常一般財源）が増加傾向にあることから、平成26年度で97.4%と高い水準になっています。



【健全化判断比率の推移】

健全化判断比率とは、財政の健全化度を示す指標で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算より毎年度公表することとなっている「赤字」と「借金」に関する指標です。比率の1つでも早期健全化基準を超えると財政健全化団体に、また、財政再生基準を超えると財政再生団体となり、財政運営に制約がかかることとなります。

本市の比率については、平成26年度においては実質公債費比率が13.0%、将来負担比率が111.2%であり、また、すべての会計において実質赤字が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率の計上はなく、いずれの指標についても早期健全化基準をクリアしています。



平成26年度決算に基づく健全化判断比率

指 標	相 生 市	早期健全化基準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	13.73%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.73%	30.0%
実質公債費比率	13.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	111.2%	350.0%	

3 今後の財政収支見通し

本市における今後の財政収支見通しについては、過去の推移、平成27年度当初予算などを基礎とする前提条件を設定した上で試算しております。

歳入では、根幹となる市税において、経済情勢等の動向や労働人口の減少により増収は見込みにくい状況であり、地方交付税についても先行き不透明であることなどから、今後は減少傾向になるものと試算しております。また、歳出では、少子高齢化による社会保障費の増加や文化会館建設事業に伴う公債費等が増加するものと試算しております。

このようなことから、毎年度において歳出が歳入を上回り、財政調整基金からの繰入れが必要となることから、このまま財政の健全化に取り組まなければ、5年後における財政調整基金の残高は5億円を下回ることとなり、想定されない事業や災害への対応等に対する財源調整ができなくなります。

この財政収支見通しは、社会経済情勢等の変化により相違が生じるとは思われますが、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の赤字が増加傾向になることが想定されることから、今後においても限られた財源の中で、健全で持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

【収支見通しの前提条件】

《歳 入》

市 税	近年の社会経済情勢等を考慮して試算。
地方交付税	市税、公債費等の推移を基に試算。
市 債	普通建設事業費等に係る財源を捕捉して試算。
国県支出金	過去の推移を基に試算。

《歳 出》

人 件 費	平成27年度当初予算を基に、採用予定者と退職者の人件費を加味して試算。
扶 助 費	過去の推移を基に、一定の率を加味して試算。
公 債 費	既発債に新規の市債発行額を加味して試算。
普通建設事業費	現時点で把握している普通建設事業と実施計画を基に計上。
物 件 費	過去の推移や平成27年度当初予算を基に試算。
繰 出 金	各特別会計の収支の推計を加味して試算。

【一般会計財政収支見通し】

《総 額 ベ ー ス》

単位：百万円

区分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
歳入合計	12,804	12,557	12,415	12,112	12,316
市税	4,192	4,168	4,070	4,072	4,055
地方交付税	3,412	3,379	3,439	3,453	3,471
市債	1,121	983	737	643	764
国県支出金	2,270	2,057	2,100	2,060	2,115
繰入金	478	612	684	500	530
内 財政調整基金	385	563	631	464	485
その他	1,331	1,358	1,385	1,384	1,381
歳出合計	12,804	12,557	12,415	12,112	12,316
人件費	1,966	1,949	1,979	1,915	1,996
内 退職手当	164	149	166	100	136
扶助費	2,391	2,415	2,440	2,464	2,489
公債費	1,591	1,535	1,503	1,544	1,548
普通建設事業費	1,471	1,156	942	592	665
物件費	1,602	1,621	1,615	1,635	1,624
繰出金	2,618	2,729	2,788	2,810	2,854
その他	1,165	1,152	1,148	1,152	1,140

《一 般 財 源 ベ ー ス》

単位：百万円

区分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
歳入合計	9,566	9,670	9,732	9,564	9,595
市税	4,192	4,168	4,070	4,072	4,055
地方交付税	3,412	3,379	3,439	3,453	3,471
市債	598	598	598	598	598
国県支出金	0	0	0	0	0
繰入金	478	612	684	500	530
内 財政調整基金	385	563	631	464	485
その他	886	913	941	941	941
歳出合計	9,566	9,670	9,732	9,564	9,595
人件費	1,906	1,889	1,919	1,855	1,936
内 退職手当	164	149	166	100	136
扶助費	888	897	907	916	926
公債費	1,535	1,479	1,447	1,488	1,492
普通建設事業費	526	634	664	407	349
物件費	1,277	1,283	1,278	1,297	1,286
繰出金	2,489	2,597	2,652	2,671	2,704
その他	945	891	865	930	902

※それぞれの数値は各年度末の見込み。

【市債及び基金の残高見込み】

単位：百万円

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
地方債残高	15,659	15,299	14,719	13,991	13,366
財政調整基金残高	2,318	1,824	1,261	864	445
減債基金残高	77	70	63	56	49
退職手当基金残高	297	285	269	269	260

※それぞれの残高は各年度末の見込み。地方債残高は一般会計の残高推移を記載。

4 第3期行財政健全化計画

1 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

国の動向や消費税増税等変動要素があるため、中間年の平成30年度に見直しを行う。

2 目的

地域創生による相生市のまちづくりと持続可能な財政運営の両立を図る。

3 目標

- (1) 第5次相生市総合計画を積極的に推進します。
- (2) 地域創生により相生市の活性化を推進します。
- (3) 次代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を行います。

目標（1） 第5次相生市総合計画を積極的に推進します。

総合計画では、「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を将来像として、「人と人の絆」、「人と自然の共生」を基本に、魅力ある活気の満ちたまちづくりを推進することにより、未来の世代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちを目指します。

この将来像を実現するために掲げているまちづくりの基本目標を実現するため、これまでの「地域力」、「組織力」の向上への取組みを継続しながら、各種施策に対する事業を着実に実施します。

目標（2） 地域創生により相生市の活性化を推進します。

「ひと・まち・しごと」の創生による人口減少対策を重要課題として、地域創生総合戦略による施策を推進することにより、未来が維持できる人口構成を目指します。

第2期行財政健全化計画における活性化事業については、見直しを図りながら継続し、また、人口減少の抑制及び人口の増加につながる新たな施策を実施します。

目標（3） 次代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を行います。

歳入が減少する中で、限られた財源を有効に活用し、事業の選択と集中による歳出管理を行い、起債の抑制及び財政調整基金からの繰入れを抑制することで、次代に負担を先送りすることのない、堅実で持続可能な財政運営を行います。

そのためには、計画期間である5年間において5億円の財源を捻出することとし、『本計画の最終年度である平成32年度末における財政調整基金残高を10億円確保』、『プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化』を図ります。

【数値目標】

項目	平成32年度基準値	平成26年度決算
財政調整基金残高	1,000百万円	2,636百万円
プライマリーバランス	黒 字	赤字 (△2百万円)

※プライマリーバランス算出方法

{歳入－（繰越金＋地方債＋基金取崩）}－{歳出－（公債費＋基金積立）}

上記基金については財政調整基金及び減債基金を指します。

【主な取組み内容】

1 緊急予算規模削減対策

- (1) 各部課は、所管事業及び他の部局事業も含めて事業内容をゼロベースで検証し、健全化計画期間（5年間）において、毎年、前年度対比で義務的経費を除く裁量的経費の「1%以上」の予算削減（一般財源ベース）を行う。
- (2) 相生市行政改革推進本部会において、現在の厳しい財政状況を踏まえ、予算の削減を図るための事業を選定し、当該事業については健全化期間内に縮小又は廃止を行い、予算総額の縮減を図る。

2 普通建設事業費等の削減及び平準化

- (1) 一般財源に依存した普通建設事業については、必要性、緊急性、住民満足度などに加え、特定財源の確保も含め、その優先順位を決定する。
- (2) 銀行等引受債については、大規模事業等により起債が多額となる場合は、償還期間延長（10年償還から20年償還）の検討を行う。
- (3) 財政調整基金については、平成32年度末に10億円を確保することから、普通建設事業費等の削減及び平準化を図り、基金の取崩しの抑制に努める。
- (4) 地方債の適正管理については、将来負担を軽減するため、地方債の発行を抑制するとともに、交付税算入の無い起債は行わない。

3 社会資本の適正な維持管理の推進

- (1) 公共施設等の老朽化対策については、将来の人口減少社会を見据え、統廃合及び複合化など、あらゆる可能性を検討し、平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の管理などにより事業費の縮減や平準化を図る。
- (2) 道路橋梁等の長寿命化について、長寿命化計画に基づき事業費の縮減や平準化を図る。
- (3) 下水道施設等の長寿命化について、長寿命化計画等に基づき事業費の縮減や平準化を図る。
- (4) 相生市役所庁舎については、建設基金を創設し、庁舎建設に向けた取組みを推進する。

4 人件費の抑制

- (1) 職員数は、第5次定員適正化計画を策定し、計画的な採用、再任用職員等職員構成を勘案しながら、人件費の抑制を図る。
- (2) 臨時職員等は、事務量及び勤務状況などから検討を加える。
- (3) 常勤及び非常勤の特別職の報酬等については、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、あり方を検討する。

5 地方債の発行の抑制

- (1) 毎年度の地方債の発行額は、災害など特別な事情がある場合を除き、その年度の公債費の元金償還額以下に抑制する。
- (2) 特別会計（公共下水道事業、農業集落排水事業）も同様の取扱いとする。

6 使用料及び手数料などの公共料金の見直し

平成29年4月に予定されている消費税10%への移行に合わせ、その影響を検証し、公共施設の使用料等の在り方について、「使用料及び手数料の設定基準」を策定し、平成30年度より受益と負担の適正化を目指す。

7 特定目的基金の運用見直し

財政調整基金、職員退職手当基金及び減債基金以外の特定目的基金のうち、果実運用型の基金については、基金充当事業費の全額を果実もしくは原資を充当することとし、一般財源による充当を抑制する。